

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例
をここに公布する。

令和7年7月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市条例第44号

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得や利用、意思の疎通は欠かせないものであるが、障害者にとってはこれらが困難であることにより、不安や不便を感じる場面がある。また、障害の特性によって生じる障壁だけでなく、障害の特性が周囲に認識されず、障害者に対して適切な配慮がなされない場面もあり、障害者が日常生活や社会生活を営む上で、社会における事物、制度、慣行、観念等の障壁により、活動に参加しにくい状況がある。

つくば市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場で社会のあらゆる分野に参画することにより、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。

これを実現するためには、障害者にとって可能な限り、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段についての選択の機会が確保されるとともに、必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

このような考え方に立って、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人が相互に尊重し合い、誰もが自分らしく生きるま

ちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合的に実施する施策を定めることにより、もって全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段 手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他の障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段をいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われなければならない。

- (1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者及び国、他の地方公共団体その他関係機関と協力し、基本理念に基づき施策を実施する責務を有するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることの重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項の規定に基づく配慮を行わなければならないものとし、かつ、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、市が別に定める計画との整合性を図りつつ、総合的に次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段の普及及び啓発に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たっては、障害者その他の関係者

の意見を聴くとともに、当該施策の進捗状況等の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。